

要 請 書

地方創生に関する決議

令和3年11月

北海道市長会

地方創生に関する決議

急速に進む人口減少と超高齢化の進行に的確に対応し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある社会を維持していくため、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、国と地方がそれぞれ第1期「総合戦略」を策定して、少子高齢化対策や東京圏一極集中の是正などに取り組んできたところです。

しかしながら、依然として人口減少に歯止めがかかっておらず、人口移動についても東京圏への転入超過が続いており、全体として十分な成果はあがっておりません。もとより、短期間に改善されるような課題ではなく、引き続き、将来を見通しつつ、粘り強く取り組んでいく必要があります。

このため、第2期「総合戦略」における地方創生の取組を進めるに当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえつつ、地方へのひと・資金の流れの強化や新しい時代の流れを力にするなど新たな視点に重点を置いた施策を進めていかなければなりません。

については、北海道市長会として、次の事項について決議し、その対応に万全を期するよう強く要請します。

記

I 地方創生の基本政策に関わる事項

1 地方創生の総合的な推進について

- (1) 人々が安心して暮らし、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくためには、医療・福祉・しごと・住宅・教育などの生活環境が整い、それを支える社会インフラが整備されていることが不可欠であり、とりわけ、北海道においては、地域住民の生活の維持に公共交通ネットワークの確保が重要となることから、国はそのための総合的な政策を推進すること。

- (2) 大規模災害の発生や感染症の感染拡大などが産業に与えるリスクや国民生活に与える影響を踏まえ、企業の国内外における管理・生産拠点等を積極的に地方へ分散化するなど、多極分散型国土の形成を推進することにより、地域の活性化を図り、地方創生のより一層の推進を図ること。
- 2 少子高齢化社会への対応について、総合的な政策を推進すること。
- (1) 安心して子どもを産み育てられるよう、保育士不足解消など子育て支援体制の整備を進めるとともに、子育て世帯に対して、保育や教育、医療をはじめとした経済的な支援策の拡充を図ること。
- (2) 長時間労働など従来の働き方を見直し、性別に関わりなく育児・介護休業を取得しやすい環境を整備するとともに、育児・介護休業を取得した者に経済的ハンディが生じることなく、キャリアを維持できるよう、労働政策の抜本的な改革を進めること。
- (3) 高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう、介護や年金等について持続可能な制度にするとともに、各地域において一定水準の医療サービスを享受することができる医療体制を確立すること。
- 3 東京圏一極集中の是正について
- (1) 東京圏を中心とした社会経済構造を抜本的に見直し、本社機能を地方へ移転する場合の優遇税制を拡充するなど、東京圏から地方への人や資金の流れを加速するための施策や、企業の受け皿となる地方拠点を強化する総合的な対策を講じること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響があり、地方への移住に関する国民の意識がより高まりつつあることから、企業等がテレワークやワーケーションといったリモートワークを行うことができる環境整備を図り、地方における雇用機会の創出や移住・

定住、二地域居住等を促進する取組を一過性のものとして終わらせず、より一層推進すること。

- (3) 政府機関の地方移転については、ごく一部の機関や機能の移転にとどまっており、抜本的な見直しが必要である。改めて実効性のある方策を構築し、国際的あるいは国家的観点から必要不可欠なもの以外は、地方への移転を促進すること。

4 技術革新への対応について

AI、IoT等の先端技術については、人口減少が進む地方において、様々な分野で地域課題を解決するツールとして活用できる可能性が高く、地方創生に大きな役割を果たすものと期待されることから、積極的に導入（社会実装）されるように、5G等の基盤整備を推進するとともに、専門技術者やノウハウが不足する自治体に対し、必要な支援を行うこと。

II 地方創生の事業実施に関わる事項

1 国・地方の連携について

無駄を排し、事業効果を一層高めるため、国と地方の連携が一層強化されるように、事業の進め方を見直すこと。

- (1) 類似、重複した政策を整理・統合するほか、省庁の枠を超えた課題やニーズに対応するため、省庁間を調整・コーディネートする専門人材の配置や、地方からの質問、相談に一括して対応できるワンストップ窓口の設置など、縦割行政を徹底して排除し、地方にとって簡素で合理的な制度や事業の実施方法となるよう、省庁の連携、横断的取組を進めること。

2 地方に対する財政等の支援について

- (1) 各年度の地方財政計画には、地方創生に係る歳出を確実に計上し、十分な財源を確保すること。

また、「地方創生推進交付金」を長期的に継続するとともに、

特に地方創生への波及効果が高いと認められる事業については、起債充当率の引上げや財政措置の拡充を図ること。

(2) 地方創生推進交付金について

- ① 地方の意見等を踏まえ、そのあり方を抜本的に見直し、事業の円滑な実施を図ること。
- ② 地方の主体性や創意工夫を最大限尊重することを基本に、更に自由度の高い交付金制度とすること。
- ③ 基金への積立てや年度間の流用など、複数年度にわたる継続した事業を実施できる仕組みを導入すること。
- ④ 施策効果の検証に当たっては、地方がおかれた環境や条件が大きく異なることから、全国一律の基準ではなく、地域の実情を十分に考慮した適切な指標によること。

(3) 地方に対して、地方創生推進交付金等の財政支援のほか、地域分析等に役立つ分かりやすい情報支援や国家公務員等の派遣などの人的支援を継続し、一層の充実を図ること。

3 事務・事業の抜本的な見直しについて

近年、法律等に基づく各種の計画づくりの増加や業務の複雑化・高度化により、自治体職員の負担が一層増していることを踏まえ、計画策定や事務手続き等について、国の関与をできるだけ減らし、地方の自由度を更に高めることにより、地方の負担軽減が図られるよう、抜本的な見直しを行うこと。

以上、決議する。

令和3年10月20日

北 海 道 市 長 会